

業 務 委 託 仕 様 書

1 業 務 名

三重とこわか国体（第76回国民体育大会）ボート競技艇運搬業務

2 履行期間

契約締結日から令和3年11月30日（火）

（作業予定日 令和3年10月15日（金）～17日（日））

※荒天時、選挙対応等のやむなき事情発生の際は、受託者と三重県にて協議の上、令和3年10月29日（金）～31日（日）を延期後候補日として作業を行う。

3 履行場所

搬出元 三重県大台町B&G海洋センター艇庫（三重県多気郡大台町弥起井363）

搬入先 旧栃木市立寺尾南小学校（栃木県栃木市尻内町680-1）

4 業務の概要

国体のボート競技会で使用する競技艇計76艇及び付属品（リガー、艇置き台（2台／艇）、艇固定用チューブ（2本／艇））を三重県から栃木県へ運搬する。

運搬する競技艇は、下表のとおり。

艇種	メーカー名、艇形式名	長さ	全幅	船体重量	数量
男子舵手付クオドルプル （舵手付フォア兼用）	有限会社デルタジャパン DJ-4+XM	12,800mm	510mm	57.5kg ±1.0kg	11艇
女子舵手付クオドルプル	有限会社デルタジャパン DJ-4+XW	11,940mm	486mm	55.0kg ±1.0kg	11艇
男子ダブルスカル	桑野造船株式会社 J-2XSM	9,400mm	445mm	29.0kg ±1.0kg	21艇
女子ダブルスカル	桑野造船株式会社 J-2XSW	9,400mm	445mm	29.0kg ±1.0kg	11艇
男子シングルスカル	桑野造船株式会社 J-1XSM	7,900mm	420mm	16.0kg ±0.5kg	11艇
女子シングルスカル	桑野造船株式会社 J-1XSW	7,900mm	420mm	16.0kg ±0.5kg	11艇
合計					76艇

※ 上表の「長さ」、「全幅」、「船体重量」については、規格艇仕様基準値であり、実際の艇の寸法は、多少の誤差がある。

※ 上表の競技艇の整備費用は、43,208,359円であり、必要に応じて保険料の算定に活用すること。

5 通則

(1) 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施に当たり、三重県（以下「甲」という。）と詳細に協議を行い、甲の承認を受けて、作業を進めるものとする。

また、本仕様書の記載内容に疑義が生じる場合や仕様書に記載のない事項が生じる場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(2) 乙は、本業務の趣旨を理解し、円滑に業務を遂行する。

6 作業工程表の作成

乙は、本仕様書に基づき、作業日・場所毎の作業員名、人数、車両数、車両ナンバー、搬送スケジュール、作業計画等を記載した「作業工程表」を作成し、甲の承認を得ること。（任意様式）

7 作業日程

作業日程については、以下のとおりとする。

なお、作業の時間や搬入する艇種及び艇数の割振りについては、甲乙協議の上で詳細を決定すること。

- (1) 搬出 令和3年10月15日（金） ※荒天時等：令和3年10月29日（金）
- (2) 搬入 令和3年10月17日（日） ※荒天時等：令和3年10月31日（日）

8 作業に当たっての特記事項

- (1) 競技艇を運搬用の車両（大型トラック等）に積載する際には、平積みせずに、ラック等に固定すること。
- (2) 搬出元での保管場所から車両への競技艇の運搬及び搬入先での車両から保管場所への競技艇の運搬に必要な補助員は、甲においても別途手配するが、車上での競技艇の固定は乙が行うこととし、運搬作業、それに付随する作業について甲の要請に応じ、対応すること。なお、車両への競技艇の積み込み及び車両からの積下ろし作業に係る助言及び作業補助のため、搬出・搬入場所にそれぞれ最低2人を配置すること。
- (3) 搬出入に際して、競技艇に損傷等を来さないよう、取扱いについては十分に注意し、また、施設を損傷させるおそれがある場合は、必要な養生を施すこと。万一、乙の責めに帰すべき事由により競技艇や施設に損傷等があった場合は、直ちに甲に報告し、乙の負担により必要な措置を講ずること。
- (4) 搬出入に際して、車両が車道から歩道を横断する際、歩行者の誘導を行うなど、近隣住民及び通行人等の安全に十分注意し、事故のないよう細心の注意を払うこと。万一、乙の責めに帰すべき事由により近隣住民及び通行人等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、乙の負担により必要な措置を講ずること。
- (5) 搬出入に際して、騒音が生じるおそれがある場合は、防音等の必要な措置を講じるとともに、近隣住民に配慮し、作業を丁寧かつ速やかに行うこと。
- (6) 運搬に当たっては、道路規制や渋滞等の付近の交通事情を十分考慮し、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、円滑な作業の進行に努めること。
- (7) 作業中の降雨等の天候の変化に対しては、十分対策を講じること。
また、作業日が悪天候（激しい風雨等）の場合には、本業務の実施について、乙は甲と協議し、対応すること。
- (8) 運搬に使用する車両（大型トラック等）の台数は、概ね以下のとおりとするが、円滑かつ効率的な業務の遂行に必要最小限の車両及び台数とすること。
なお、付属品も積載することから、飛散防止等必要な措置を講ずること。
 - ① セミトレーラ2台
 - ② 大型トラック（10t車平ボディ）2台
 - ③ 大型トラック（10t車ウイングボディ）2台
- (9) 搬出・搬入場所について、乙は、事前に確認し、状況の把握に努めるとともに、搬出・搬入経路や駐車スペースの確保等について、甲と十分に協議すること。
- (10) 業務の実施に当たっては、乙は、諸法令・法規を遵守すること。

9 許認可等の手続

本業務上生ずる官公署及び第三者に対する許認可等の手続は、全て乙が行うこと。

10 作業報告

- (1) 乙は、事前に、作業従事者数、車両数、作業計画等の変更の有無等について、甲に報告すること。
 - (2) 乙は、作業当日の作業経過と業務完了時の報告を甲に行うこと。
- なお、全ての業務を完了したときは、完了報告書を提出し、甲の検査を受けること。

11 事故防止と補填

本業務の実施に当たって、乙は諸法令・法規を遵守し、事故防止に万全の注意を払わなければならない。万一、乙に起因した事故が発生した時は、乙の責任において処理すること。

なお、事故に伴い発生した費用については、乙が負担すること。

12 機密の保持

乙は、本業務の実施に当たり、知り得た甲の機密事項について、第三者に漏らしてはならない。

13 その他

- (1) 本業務の円滑な遂行を図るため、当該又は類似業務に関わる十分な経験又は技能を有する者を業務監督員として配置すること。
- また、所定の資格を要する作業については、有資格者を確保して実施すること。
- (2) 作業に直接関係のない場所には、みだりに立ち入らないこと。
- (3) 甲の意に反する作業又は本仕様書に反する行為をしないこと。
- (4) 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 乙は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 乙が (5)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要項」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。
- (7) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

14 連絡先・担当

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階
三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局
競技・式典課 競技班 岡田（おかだ）、植村（うえむら）
TEL：059-224-2750 FAX：059-224-2075
E-mail：xokadaa0@pref.mie.lg.jp